

## 1 簡易公募型指名競争入札の概要

### (1) 簡易公募型指名競争入札の定義

簡易公募型指名競争入札は、入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する一つの方法で、個別案件ごとに希望を募り、応募者の中から発注者が技術審査基準及び建設工事指名業者選定基準に基づき指名業者を選定し、入札を行う方法です。

### (2) 対象委託業務

原則として、千葉県が発注する500万円以上で、政府調達に関する協定に該当する額未満の委託業務（建築関係建設コンサルタント業務又は土木関係建設コンサルタント業務）について、一部試行します。

### (3) 入札参加者の応募資格要件

入札参加者の応募資格要件は、委託業務の種類又は性質により多少異なりますが、おおむね次のとおりです。

- ① 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に当該業務が掲載されている者
- ② 指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者
- ③ 発注業務と同種又は類似の業務実績のある者
- ④ 発注業務と同種又は類似の業務経験のある技術者を配置できる者
- ⑤ 事業所の所在地が一定の範囲内にある者
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ⑦ その他発注機関が定める事項

### (4) 委託業務の公表

- ① 契約担当者が掲示及び入札情報サービスへの掲載の方法で公表します。
- ② 公表場所及び公表期間は、発注委託業務を所管する部の本庁及び出先機関において、公表日を含めて10日間公表します。
- ③ 公表は毎週火曜日と金曜日（火曜日と金曜日が祝日の場合は翌開庁日）に行います。

### (5) 入札応募調書の提出

発注委託業務の入札に参加を希望する方は、所定の期日までに電子入札システムにより簡易公募型指名競争入札応募調書を提出してください。

なお、具体的な提出先は、公表文の中に明記してあります。

### (6) 指名業者の選定

指名業者の選定は、応募資格要件を満たした者（適格業者）の中から技術審査基準及び建設工事指名業者選定基準に基づき選定します。

### (7) 指名業者数

指名業者数は、建設工事指名業者選定基準の発注金額に応じ決定します。

### (8) 指名通知及び非指名通知

千葉県電子入札システムにより、指名する者に対し指名通知を、指名しない者に対し非指名通知を、それぞれ発行します。